

平成27年9月18日判決言渡・同日原本領收 裁判所書記官 藤岡勝徳

平成25年(ワ)第32203号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成27年2月20日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒井哲朗

同訴訟復代理人弁護士 津田顕一郎

[REDACTED]
被 告 中 村 [REDACTED]

(以下「被告中村」という。)

[REDACTED]
被 告 那 須 [REDACTED]

(以下「被告那須」という。)

[REDACTED]
被 告 三 輪 [REDACTED]

(以下「被告三輪」という。)

東京都中央区日本橋浜町3-25-10 ポストビル3F

(住民票上の住所)

[REDACTED]
被 告 菊 池 [REDACTED]

(以下「被告菊池」という。)

東京都中央区日本橋浜町3-25-10 ポストビル3F

(住民票上の住所)

[REDACTED]
被 告 松 下 [REDACTED]

(以下、「被告松下」といい、上記被告5名を併せて「被告中村ら」という。)

被告中村ら訴訟代理人弁護士 森 仁至

東京都豊島区南池袋三丁目18番35号

被 告 株式会社海翔物産

(以下「被告海翔」という。)

同代表者代表取締役 稲 村 [REDACTED]

被 告 稲 村 [REDACTED]

(以下「被告稲村」という。)

被 告 三 浦 [REDACTED]

(以下「被告三浦」という。)

被 告 和 泉 [REDACTED]

(以下「被告和泉」という。)

被 告 溝 田 [REDACTED]

(以下「被告溝田」とい、上記被告5名を併せて「被告海翔ら」という。)

被告海翔ら訴訟代理人弁護士 渡 利 純 也

主 文

- 1 被告中村らは、原告に対し、連帶して1925万4409円及びこれに対する平成26年1月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告の被告海翔らに対する請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告と被告中村らとの間に生じた費用は被告中村らの負担とし、原告と被告海翔らとの間に生じた費用は原告の負担とする。
- 4 この判決は第1項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 請求

- 1 主文第1項と同旨
- 2 被告海翔らは、原告に対し、連帶して238万2731円及びこれに対する平成26年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 概要

(1) 関係当事者等

ア 株式会社あおぞら（以下「訴外あおぞら」という。）及び被告海翔は、CO2排出権取引のコンサルタント等を目的とする株式会社である。

イ 本件当時、被告中村は、訴外あおぞらの代表取締役であり、被告那須、被告三輪、被告菊池及び被告松下（以下、当該4名を併せて「被告従業員ら」という。）は、訴外あおぞらの従業員であった。

原告は、被告従業員らからの勧誘を受けてCO2排出権取引（以下「本件取引1」という。）を開始し、当該取引に基づいて訴外あおぞらに対し金員を交付した。

ウ 原告は、被告溝田からの勧誘を受けてCO2排出権取引（以下「本件取引2」といい、本件取引1と併せて「本件各取引」という。）を開始し、当該取引に基づいて被告海翔に対し金員を交付した。

本件当時、被告稲村、被告三浦及び被告和泉は、被告海翔の取締役であり、被告溝田は被告海翔の従業員であった。

(2) 原告の被告中村らに対する請求

原告は、被告従業員らが勧誘した本件取引1は詐欺である等として、①被告従業員らに対しては不法行為責任に基づき、②被告中村に対しては会社法429条に基づく損害賠償責任に基づき、連帶して、原告が訴外あおぞらに交付した金額等合計1925万4409円及びこれに対する平成26年1月

10日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

(3) 原告の被告海翔らに対する請求

原告は、被告溝田が勧誘した本件取引2は詐欺である等として、①被告海翔及び被告溝田に対しては不法行為責任に基づき、②被告稲村、被告三浦及び被告和泉に対しては会社法429条に基づく損害賠償責任に基づき、連帶して、原告が被告海翔に交付した金額等合計238万2731円及びこれに対する平成26年1月1日から支払済みまで民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

2 前提事実

(1) 本件取引1

ア 原告と訴外あおぞらは、平成25年6月20日、以下の内容の売買取引委託契約（以下「本件契約1」という。）を締結した（甲3、乙1）。

【取引要綱】

取引所	欧洲気候取引所（以下「ECX」という。）
取引銘柄	EU（欧洲連合）域内排出権（以下「CO2排出権」という。）
取引単位	1口（1000トン）
値幅制限	なし
取引保証金	1口当たり20万円
手数料	1口当たり2万1000円
ロスカット	価格の変動により損計算額が取引保証金の70%を超えた場合、翌営業日に決済となる。
為替換算	取引はユーロで行われるので、日本円に換算する必要がある。

【取引の概要】

原告は、訴外あおぞらに対し、取引業者であるAX MARKETS LIMITED（以下「AX社」という。）を介してECXにてCO₂排出権の売買取引を行うことを委託する。原告は、訴外あおぞらに対し、CO₂排出権の売り又は買いの注文の指示をし、任意の時点でこれと反対の取引をすることによって生ずる差損益について差金の授受を行う。

イ 原告は、訴外あおぞらに対し、下表「交付金額」欄記載のとおりの金員を交付した。訴外あおぞらは、原告に対し、下表「返金額」欄記載のとおりの金員を返還しており、原告から訴外あおぞらに交付した金員の累計額は下表「残額」欄記載のとおりである（甲4の1～4の11、17）。

日付	交付金額（円）	返金額（円）	残額（円）
H25.6.20	1,000,000		1,000,000
H25.6.20	4,000		1,004,000
H25.6.21	2,000,000		3,004,000
H25.6.27	1,000,000		4,004,000
H25.7.10	1,000,000		5,004,000
H25.7.22	600,000		5,604,000
H25.7.31	3,000,000		8,604,000
H25.8.2	2,000,000		10,604,000
H25.8.20	2,000,000		12,604,000
H25.9.10	4,000,000		16,604,000
H25.9.19	2,000,000	170,360	18,433,640
H25.10.23	1,300,000		19,733,640
H25.11.29		2,229,231	17,504,409
合計	19,904,000	2,399,591	一

(2) 本件取引2

ア 原告と被告海翔は、平成25年9月11日、以下の内容の売買取引委託契約（以下「本件契約2」といい、本件契約1と併せて「本件各契約」という。）を締結した（甲6の1、6の2、7、8）。

【取引要綱】

取引所	E C X
取引銘柄	C O 2 排出権
取引単位	1口（1000トン）
値幅制限	なし
取引保証金	1口当たり10万円
手数料	1口当たり1万5750円
為替換算	取引はユーロで行われるので、日本円に換算する必要がある。

【取引の概要】

原告は、被告海翔に対し、AX社を介してE C XにてC O 2 排出権の売買取引を行うことを委託する。原告は、被告海翔に対し、C O 2 排出権の売り又は買いの注文の指示をし、任意の時点でこれと反対の取引をすることによって生ずる差損益について差金の授受を行う。

イ 原告は、被告海翔に対し、下表のとおりの金員を交付した。被告海翔は、原告に対し、下表「返金額」欄記載のとおりの金員を返還しており、原告から被告海翔に交付した金員の累計額は下表「残額」欄記載のとおりである（甲9～10の5、17）。

年月日	交付金額（円）	返金額（円）	残額（円）
H25.9.11	600,000		600,000
H25.9.11	4,000		604,000
H25.9.12	120,000		724,000

H25. 9. 13	600,000		1,324,000
H25. 9. 20	1,200,000		2,524,000
H25. 10. 2	2,520,000		5,044,000
H25. 11. 20		2,871,269	2,172,731
合計	5,044,000	2,871,269	—

(3) 大阪地方裁判所は、平成27年4月14日、訴外あおぞらについて破産手続を開始する旨の決定をした。

3. 争点

(1) 被告中村らに対する請求について

ア 本件取引1を勧誘したことが詐欺等に当たり違法といえるか（争点1－1）

イ 被告中村の会社法429条に基づく責任の有無（争点1－2）

ウ 損害額及び過失相殺（争点1－3）

(2) 被告海翔らに対する請求について

ア 本件取引2を勧誘したことが詐欺等に当たり違法といえるか（争点2－1）

イ 被告稻村、被告三浦及び被告和泉の会社法429条に基づく責任の有無（争点2－2）

ウ 損害額及び過失相殺（争点2－3）

4. 争点に対する当事者の主張

(1) 争点1－1及び2－1（本件各取引を勧誘したことが詐欺等に当たり違法といえるか）について

（原告の主張）

ア 詐欺

訴外あおぞら及び被告海翔は、顧客からの注文をE C Xに取り次ぐ意思も能力も有していなかった。それにもかかわらず、訴外あおぞら及

び被告海翔は、原告からCO₂排出権取引を受託し、AX社を介してECXにてCO₂排出権を売買するかのように装って原告から証拠金を受領している。被告従業員ら及び被告溝田が本件各取引を原告に勧誘して本件各契約を締結させた行為は詐欺であり、不法行為を構成する。

被告海翔は、AX社に対してCO₂排出権の注文を出しているが、これはいわゆるカバー取引（相対取引において、取引の引き受け手が、引き受けた注文と同じ注文を第三者に対して行うこと）にすぎず、被告海翔がCO₂排出権取引を取り次いだことを裏付けるものではない。

イ 適合性原則違反

本件各取引の仕組み及びリスクの態様（価格変動リスク、益金の支払を受けることができない可能性が高いというリスク、利益相反状況で取引の勧奨を受けるリスク、高齢者であるが故の判断能力低下のリスク）からして、原告の属性（74歳の独居高齢者であって、老後の生活を安定したものにするに足りる程度の資産も十分でなく、投資的取引の経験がなく、年金生活者であること、資産は預貯金が200万円ある程度であったこと）に照らし、本件各取引を勧誘し、取引を開始させ、継続させることは適合性原則に違反する。

ウ 賭博

原告の注文は、ECXには仲介されていない。本件各取引は、CO₂排出権の価格及びユーロ円為替変動を差金決済指標とする私的な差金決済契約であるから、賭博に当たる。

エ 断定的判断の提供

訴外あおぞら及び被告海翔は、原告に対し、「投資をすれば確実にもうかる」「排出権取引は将来確実にもうかる投資である」等と述べて勧誘しているが、当該勧誘行為は断定的判断の提供として違法である。

オ 被告あおぞら従業員ら及び被告溝田の不法行為責任

被告従業員らは、訴外あおぞらの違法な商法にかこつけて金銭を交付させており、不法行為責任を負う（民法709条）。被告従業員らは、本件取引1の全部に関与しているわけではないが、本件取引1は同種の商法の例に漏れず各自の役割が分担されて組織的に遂行されたものであるから、共同不法行為責任を負う（民法719条1項）。

被告溝田は、被告海翔の違法な商法に藉口して金銭を交付させており、不法行為責任を負う（民法709条）。

(被告中村らの主張)

ア 詐欺について

訴外あおぞらは、Hythe Securities Limited（その後「AX MARKETS LIMITED」に商号変更。以下、Hythe Securities Limitedを便宜上「AX社」という。）に対し、平成23年2月22日にCO2排出権取引委託契約を申込み、口座を開設し、同年3月30日に取引を開始した。訴外あおぞらは、本件取引1のためにAX社に対して海外送金を行っている。訴外あおぞらが、原告からの注文をECXにつなぐ意思も能力も有していないかったとはいはず、本件取引1の勧誘が詐欺に当たるとはいえない。

イ 適合性原則違反について

原告は、4000万円の預貯金を保有しており、自らの判断によって1990万円の現金を訴外あおぞらに差し入れたのであるから、十分な資金を有していたといえる。原告は、自らの意思、方針によって本件取引1を開始し、自分で平均値段を手帳に記載し、建玉と資金状況をも把握していたのであるから適合性に問題はない。

ウ 賭博について

賭博とは、当事者において確実に予見し得ない事実を予想し、その中の有無によって定まる勝敗に関し、財物等の得喪を争うものをいう。

本件取引1は、CO₂排出権の相場の変動によって生じた売買損益が取引主体に帰属するものであって投機的取引であるが、相場の変動の的中の有無によって勝敗を決するものではないから、賭博とはいえない。

エ 断定的判断の提供について

否認ないし争う。被告従業員らは、「投資すれば確実にもうかる」等とは述べていない。

オ 被告従業員らの不法行為責任について

否認ないし争う。本件取引1の勧誘行為が、詐欺や適合性原則違反に当たらない以上、被告従業員らは不法行為責任を負わない。

(被告海翔らの主張)

ア 詐欺について

被告海翔は、CO₂排出権取引の取次ぎを行っており、本件取引2が詐欺であるとはいえない。被告海翔は、原告が主張するカバー取引を行っていない。

イ 適合性原則違反について

原告は少なくとも4000万円の流動資産を有しております；自宅不動産も保有している。原告は、本件契約2の申込みをするに当たり、株式経験が20年あるとの偽りの申告をしており、適合性の判断に関する契機を自ら放棄している。年金生活者の具体的な事情は千差万別であり、年金生活者であることのみをもって適合性原則に違反するとはいえない。

ウ 賭博について

否認ないし争う。

エ 断定的判断の提供について

否認ないし争う。

オ 被告溝田の不法行為責任について

否認ないし争う。本件取引2の勧誘行為が、詐欺や適合性原則違反に

当たらない以上、被告溝田は不法行為責任を負わない。

(2) 争点 1－2（被告中村の会社法 429条に基づく責任の有無）について
(原告の主張)

被告中村は、訴外あおぞらの代表取締役として、訴外あおぞらの営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにこれを怠り、違法な本件取引 1を行った。被告中村は会社法 429条に基づく責任を負う。

(被告中村らの主張)

否認ないし争う。

(3) 争点 1－3（損害額及び過失相殺）について

(原告の主張)

未返還交付金員相当額 1750万4409円及び、弁護士費用 17.5 万円の合計 1925万4409円が原告に生じた損害である。

(被告中村らの主張)

否認ないし争う。過失相殺が認められるべきである。

(4) 争点 2－2（被告稻村、被告三浦及び被告和泉の会社法 429条に基づく責任の有無）について

(原告の主張)

被告稻村は、被告海翔の代表取締役として、被告海翔の営業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのにこれを怠り、違法な本件取引 2を行った。被告稻村は会社法 429条に基づく責任を負う。

被告三浦及び被告和泉は、被告海翔の取締役として、善良なる管理者の注意をもって代表取締役の業務執行を監督し是正するべき義務を負っていたのにこれを怠り、違法な本件取引 2が行われるままにしたのであるから、会社法 429条に基づく責任を負う。

(被告海翔らの主張)

否認ないし争う。

(5) 争点2－3（損害額及び過失相殺）について

（原告の主張）

ア 損害額

未返還交付金員相当額217万273.1円及び、弁護士費用21万円の合計238万273.1円が原告に生じた損害である。

イ 過失相殺について

争う。

（被告海翔らの主張）

ア 損害額について

否認ないし争う。

イ 過失相殺

原告は、本件取引2の開始および継続に積極的であり、自らの判断で取引を継続することにより損害の発生、拡大を招いているから、大幅な過失相殺が認められるべきである。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

上記前提事実、証拠（甲2の1及び2, 6の1及び2, 7, 17, 乙1, 2, 12, 14, 16, 17, 19の2ないし5, 19の7, 19の10及び11, 29ないし31, 乙B2, 7, 17, 原告本人, 被告三輪本人, 被告菊池本人, 被告溝田本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 原告は、昭和14年生まれであり、中学校を卒業後、石屋の職人等の仕事に65歳まで従事していた（原告本人9, 10, 33頁）。

(2) 本件取引1の勧誘等

ア 被告菊池は、平成25年6月19日、原告の自宅を訪問し、「排出権取引ガイド」と題する書面（乙1）を用いて本件取引1の説明を行った（乙2）。

イ 原告は、訴外あおぞらに対し、平成25年6月19日、口座設定申込書（甲2の1、2の2。以下「本件申込書1」という。）を交付した。同書面には、①原告は無職であること、②原告の年収は500万円未満であること、③原告の預貯金は500万円未満であること、④原告は株式を保有しておらず、自宅以外の不動産も有していないこと、⑤投資可能金額は200～500万円であること、⑥原告は、商品先物、FX、株式、投資信託の取引経験を有していないことが記載されている。

(3) 本件取引1の開始

ア 原告は、本件取引1を開始し、平成25年6月20日以降、訴外あおぞらに対し、前記第2の2(1)イのとおりの金員を支払った。被告従業員らは、原告に対し、建玉の状況、経済状況等を説明するとともに、原告から金員を受領していた。原告が平成25年6月20日～同年11月6日の間に行った本件取引1の建玉の状況は、別紙1記載のとおりである（乙14、29～31）。

イ 原告は、訴外あおぞらに対し、平成25年7月22日、口座設定申込書（乙12）を提出し、投資可能額を1000万円に変更した。

ウ 原告は、訴外あおぞらに対し、平成25年8月2日、「確認書」及び「申出書」と題する書面（乙16、17）を提出した。当該書面には、①同日現在、自己資金、自己責任にて訴外あおぞらに対し1000万円を入金して取引を行っていることを確認したこと、②今後も自分の意思で取引を継続すること、③原告の裁量により投資可能資金額を2000万円に変更することが自筆にて記載されている。

エ 本件取引1の開始後、被告三輪は、原告に対し平日は毎日電話をかけ、CO2排出権の価格を伝えていた（被告三輪本人8頁）。原告は、遅くとも平成25年7月10日頃から、被告三輪から聞いたCO2排出権の価格と、ユーロの為替相場の情報をもとに、本件取引1の損益が具体的にいく

らになるかを正確に計算してノートに記載していた（乙29、30、原告本人34頁、被告三輪本人1、2頁、被告菊池本人4、5頁）。

オ 原告は、以下の発行日の「残高照合通知書」と題する書面を各発行日の数日以内に受領した。当該書面には、各発行日に本件取引1を清算した場合、最終的にいくらの損益となるかが記載されている。

平成25年 6月26日（乙19の2）

平成25年 7月 9日（乙19の3）

平成25年 7月19日（乙19の4）

平成25年 7月26日（乙19の5）

平成25年 8月 1日（乙19の7）

平成25年 9月18日（乙19の10）

平成25年10月22日（乙19の11）

カ 原告は、上記各発行日に関する「仮取引清算金額確認書」と題する書面を発効日の数日以内に受領した。当該書面には、①原告が訴外あおぞらに交付した金額の合計額、②当該書面交付日に取引を清算した場合に原告が受領できる金額、③原告が取引を続ける意思があるか否か等が原告の自署にて記載されている。当該書面の全てにおいて、①の金額よりも②の金額の方が下回っている（乙18の1～18の7、原告本人19、20頁）。

(4) 本件取引2の勧誘等

ア 被告溝田は、平成25年9月9日、原告に架電し、CO2排出権取引の概要を説明して勧誘を行った。原告は、被告海翔と取引を行った方が1口当たりの取引保証金や手数料が安い等の理由から、取引の相手方を訴外あおぞらから被告海翔に乗り換えようと考え、被告溝田に対し、CO2排出権取引に関する詳細な説明を聞きたいと述べた（乙B17、原告本人26、37頁）。

イ 被告溝田が、平成25年9月10日に原告宅を訪問したところ、本件取

引1に関する集金を終えて帰ろうとしていた被告三輪とすれ違った。原告は、既に訴外あおぞらと本件取引1を行っていることが被告海翔に知られてしまうと、取引の相手方を乗り換えにくくなると考え、被告溝田に対し、先ほどすれ違ったのは証券会社の者だと述べた（原告本人25、37頁）。

被告溝田は、「CO2排出権取引」「CO2排出権の売買取引について」「CO2排出権取引委託の手引き」と題する書面を用いて、本件取引2に関する説明を行った（甲6の1、6の2、乙B7、乙B17）。

ウ 原告は、平成25年9月11日、被告海翔を訪れ、口座開設申込書（甲7。以下「本件申込書2」という。）に、①原告の年収は500万円以下であること、②原告の預貯金は2000万円であること、③原告は500万円の有価証券を保有していること、④投資可能金額は500万円であること、⑤国内外の商品取引の経験は無く、⑥株式取引については現物の取引を20年間経験していること等を記載した上、被告海翔に交付した。

実際は、原告は2000万円の預貯金を有しておらず（②）、商品取引の経験が有り（⑤）、株式取引の経験は無かつたが（⑥）、原告は、本件取引1により生じた損失を取り返した上で更に利益を出すために、本件取引2を何としても開始したいと考え、同書面に事実とは異なる記載をした（原告本人29頁）。

（5）本件取引2の開始

ア 原告は、本件取引2を開始し、平成25年9月11日以降、被告海翔に對し、前記第2の2(2)イのとおりの金員を支払った。原告が平成25年9月11日～同年11月6日までに行った本件取引2の建玉の状況は、別紙2のとおりである（乙B2）。

イ 原告は、本件取引2を開始するに当たり、被告海翔からCO2排出権の価格情報をファックスにて受信する必要があったため、ファックスを購入した。被告海翔は、原告に対し、本件取引2の開始後、CO2排出権の価

格情報を毎日ファックスにて伝えていた（原告本人24頁）。

ウ 原告は、本件取引2の開始直後から、CO₂排出権の価格と、ユーロの為替相場の情報をもとに、本件取引2の損益が具体的にいくらになるかを正確に計算してノートに記載していた（原告本人28、34頁、被告溝田本人7頁、乙1）。

(6) 本件各取引の終了

原告の息子は、原告宅を訪問した際、本件各取引に関する書類を見つけ、2000万円近くの損失が出ていることを原告に指摘した。原告が原告代理人に相談したところ、本件各取引を全て仕切ることとなり、本件各取引は終了した（甲17、原告本人36頁）。

2 争点1－1（本件取引1を勧誘したことが詐欺等に当たり違法といえるか）について

(1) 本件取引1の勧誘が詐欺に当たるか否かについて

ア 原告は、訴外あおぞらは、顧客からの注文をECXに取り次ぐ意思も能力を有していないかったにもかかわらず、AX社を介してECXに取り次ぐかのように装っており、本件取引1を勧誘する行為は詐欺に当たると主張する。これに対し被告中村らは、本件取引1のためにAX社に対して海外送金を行っており、原告からの注文をECXに取り次ぐ意思も能力も有していないかったとはいえないと主張する。

イ 被告中村らは、上記主張を裏付ける証拠として、AX社に対する外国送金依頼書（乙27）を提出しているが、本件取引1のために送金したかどうかは不明といわざるをえず、当該証拠のみをもって、訴外あおぞらがAX社に対して本件取引1に関する注文を行っていたとするることはできない。被告中村らが、訴外あおぞらがAX社に対して本件取引1に関する注文を行っていた事実を裏付ける証拠を提出することが困難である事情はうかがえないにもかかわらず（実際、被告中村らは、本件取引1とは無関係の注

文に関しては、AX社との取引履歴報告書（乙26）を提出している。），このような証拠が提出されていないことに照らせば、訴外あおぞらはAX社に対して本件取引1に関する送金を行っていないと認められる。そうすると、訴外あおぞらは、原告からの注文をECXに取り次ぐ意思を有していないなかったにもかかわらず、AX社を介してECXに取り次ぐかのように装って本件取引1を勧誘したと認められ、当該勧誘行為は詐欺による不法行為を構成する。

（2）適合性原則違反の有無

ア 本件取引1は、訴外あおぞらを通じてCO2排出権の売買取引を行い、任意の時点で反対取引を行って、これにより生じた差損益について金員の授受を行うというものである。CO2排出権の売買はユーロにて行われることから、本件取引1は、CO2排出権の価格変動のみならず為替変動も予測する必要があり、十分な知識、経験が要求される取引であるといえる。また、CO2排出権の価格は、平成22年は概ね1トン当たり13～16ユーロの間で変動し、平成21年は概ね1トン当たり9～17ユーロの間で変動していることからすれば（乙1）、ボラティリティ（資産価格の変動の激しさ）が小さいとはいえない。取引保証金に対するレバレッジが、本件取引1当時において約3倍であることも踏まえると（乙29），本件取引1はハイリスク・ハイリターンの取引であるということができる。

イ 本件申込書1には、商品先物や株式等の取引経験を原告は有していないと記載されており、当該記載内容を前提とすれば、原告が本件取引1を行うに当たっての十分な知識や経験を有していたとはいえない。なお、前記1(3)エ～カで認定した事実からすれば、原告は、遅くとも平成25年7月10日頃以降、本件取引1の内容及び具体的なリスクを理解していたと認められるが、本件契約1を締結した当時も原告がこのような理解をしていたと認めるに足りる証拠はない。

ウ また、本件申込書1には、原告の預貯金が500万円と記載されているにもかかわらず、投資可能金額は200万～500万円と記載されており、当該記載内容を前提とすれば、原告が前記ハイリスク・ハイリターンの取引を行うに当たり十分な資力を有しているとはいえない。

エ 以上からすれば、本件取引1を原告に勧誘する行為は、ハイリスク・ハイリターンな取引を（前記ア），その内容及びリスクを十分に理解しておらず（前記イ），リスクを負うに十分な資力を有していない者（前記ウ）に対して勧誘するものとして、適合性原則に反した違法なものであることは明らかといえる。

(3) 被告従業員らの不法行為責任の有無

ア 証拠（乙29ないし31，被告三輪本人23頁，被告那須本人4頁，被告菊池本人17頁）によれば、本件当時、被告従業員らの役職は、以下のとおりであり、被告松下及び被告菊池は被告三輪の指示の下、被告三輪は被告那須の指示の下、CO2排出権に関する営業活動を行っていたことが認められる。

被告那須 支店長

被告三輪 営業部長

被告松下 営業副部長

被告菊池 営業次長

イ 上記(1)(2)認定のとおり、本件取引1を勧誘する行為は、詐欺及び適合性原則違反であると認められるところ、被告従業員らは、前記ア認定の指揮命令関係のもと、本件取引1に関する説明、報告、集金等を行っていたと認められ、当該被告従業員らの行為は共同不法行為を構成すると認められる。

3 争点1—2（被告中村の会社法429条に基づく責任の有無）について
争点1—1で判断したとおり、被告従業員らが勧誘した本件取引1は詐欺及

び適合性原則違反であると認められるところ、被告中村は、被告那須から、本件取引1が開始したことや、原告からの集金状況等の具体的な報告を1週間に1回程度受けていたのであるから（被告那須本人10頁），本件取引1を直ちに中断する義務を負っていたということができる。それにもかかわらず、被告中村は漫然と本件取引1を継続させており、当該義務に違反していると認められるから、被告中村は、会社法429条に基づく責任を負う。

4 争点1－3（損害額）について

- (1) 本件取引1に関して原告が訴外あおぞらに対して支払った合計1990万4000円は、原告に生じた損害であると認められる。
- (2) 被告中村らは過失相殺が認められるべきであると主張するので検討する。
前記2(2)イで認定したとおり、原告は、本件取引1の内容及び具体的なリスクにつき遅くとも平成25年7月10日頃から十分に理解していたのであるから、原告としては、周囲の者や弁護士と相談する等して、早期に本件取引1を終了させるべきであったといえ、その限度で原告に落ち度があったといえる。しかし、前記2(1)で判断したとおり、本件取引1の勧誘行為は、高齢の年金生活者に対する詐欺行為として極めて悪質であるということができ、本件において過失相殺をすることが相当であるとは認められない。被告中村らの主張は採用することができない。
- (3) 前記第2の2(1)イで認定したとおり、訴外あおぞらは、原告に対し、合計239万9591円を返還しているから、本件取引1により原告に生じた損害は1750万4409円であると認められる。被告中村らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は175万円が相当と認められ、原告に生じた損害は合計1925万4409円であると認められる。

5 争点2－1（本件取引2を勧誘したことが詐欺等に当たり違法といえるか）について

- (1) 詐欺について

ア 後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 本件契約2の契約書（甲8）には、①受託者である被告海翔は、委託者である原告の注文に基づくCO2排出権売買取引を、AX社を通じて行うこと、②被告海翔が原告の売買注文を取り次ぐCO2排出権取引市場は、ECXに上場されるCO2排出権取引であることが規定されている。

(イ) 被告海翔は、原告が指示した注文と同内容の注文を、AX社に対して行っていた（乙B1の1～1の9）。

(ウ) AX社は、英国のFCA（フィナンシャル・コンダクト・オーソリティ）を監督当局として、各国及び英国内の各州の規則に則り、商品先物の投資仲介業務等を行うことが認められており、ECXに上場される商品を取り次ぐ資格を保持している（乙B10）。

イ 原告は、被告海翔は、顧客からの注文をECXにつなぐ意思も能力も有していないなかつたにもかかわらず本件取引2を勧誘しており、当該勧誘行為は詐欺であると主張する。しかし、前記アで認定した事実からすれば、被告海翔は、本件契約2の契約書に規定されたとおり、原告の注文をAX社を通じてECXに取り次いでいたことがうかがわれるから、原告主張の事実を認めることはできない。

ウ これに対し原告は、被告海翔がAX社に対して行った注文はカバー取引にすぎないと主張する。しかし、被告海翔がAX社に対して注文を行っていることは、被告海翔が原告の注文を取り次いだこと、すなわち原告の計算でCO2排出権の売買契約を締結したことと何ら矛盾するものではない。前記ア(ア)で認定したとおり、本件契約2の契約書には被告海翔が原告の注文につき、AX社を通じてECXに取り次ぐ旨明確に規定されていることに照らせば、原告主張の事実を認めることはできない。

なお、乙B10によれば、AX社はECXの会員ではなく、ECXに直

接注文を取り次ぐことができないことが認められるが、AX社がECXの会員を通じてECXに取り次いでいた可能性を否定することができず（乙B10），このことのみをもって、原告の注文がECXに取り次がれていないとするることはできない。

エ 以上からすれば、被告海翔が本件取引2を勧誘した行為が詐欺であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

(2) 適合性原則違反について

ア 本件取引2の内容は、本件取引1と比べ、取引保証金や手数料等が異なる点を除き同様であるから、争点1—1で説示したとおり、ハイリスク・ハイリターンであり、十分な知識と経験を要する取引であるということができる。

イ 前記2(2)イで説示したとおり、原告は、遅くとも平成25年7月10日以降、本件取引1の内容及び具体的なリスクを理解していた。そうすると、被告溝田から本件取引2の勧誘を受けた時点（平成25年9月10日に）において、原告は、本件取引1とほぼ同内容の本件取引2についても、その内容及び具体的なリスクを、本件取引1の経験を踏まえて十分に理解していたと認められる。

当該理解のもと、原告は、本件取引2の手数料が本件取引1よりも安い等の理由から、取引の相手を被告海翔に乗り換えるべく、本件申込書2に、預貯金額を実際よりも多くみせかけ、20年間もの株式取引経験を有している等と事実とは異なる記載をしてまで本件取引2を開始しており（前記1(4)），原告の投資意欲は極めて強いものであったということができる。

以上からすれば、原告が高齢の年金生活者であることを考慮しても、被告海翔らが本件申込書2の記載内容を前提として（当該申込書の記載内容につき、被告海翔らが疑惑を抱いていた事情は伺えない。），本件取引2を勧誘したことが適合性原則に反した違法なものであるとは認められない。

原告の主張は採用することができない。

(3) 賭博について

原告は、原告が指示した注文はＥＣＸに取り次がれていないことを前提に、本件取引2は、原告と被告海翔の間の相対取引であり、私的な差金決済取引として賭博に当たると主張する。しかし、前記(1)で説示したとおり、原告の注文がＥＣＸに取り次がれていないとはいえないから、本件取引2が原告と被告海翔の間の相対取引であるとは認められない。よって、原告が損をすれば被告海翔が得をするという関係にあるとは認められず、本件取引2が賭博であるとはいえない。原告の主張は採用することができない。

(4) その他、原告は縷々主張するが、本件取引2を勧誘等したことが違法であるとは認められず、被告溝田が不法行為責任を負うとは認められない。また、本件取引2の勧誘等が違法であることを前提とした、被告稻村、被告三浦及び被告和泉の会社法429条に基づく責任（争点2—2）に関する原告の主張は採用することができない。

6 争点2—3（損害額及び過失相殺）について

(1) 以上説示したことからすれば、被告海翔らは不法行為責任ないし会社法429条に基づく責任を負うものではないが、仮に、被告海翔らがこれらの責任を負うことがあるとしても、以下で検討するとおり、原告に損害が発生しているとは認められない。

(2) 本件取引2に関して原告が被告海翔に対して支払った合計504万400円は、原告に生じた損害であると認められる。

(3) 原告は、本件取引2の内容及び具体的なリスクを十分に理解しており、かつ、十分な資力を有していなかったのであるから、そもそも本件取引2を開始すべきではなかったといえる。それにもかかわらず、原告は、本件取引1により生じた損失を回復すべく、本件取引2を開始しようと考え、そのため本件申込書2に預貯金額を実際よりも大きくみせかける等事実とは異なる

る記載をする等している。これらの事実からすれば、原告の落ち度は大きいといわざるを得ず、過失割合は5割が相当であると認められる。

(4) 前記第2の2(2)イで認定したとおり、被告海翔は、原告に対し、合計287万1269円を返還しているから、以下の計算式のとおり、本件取引2により原告に損害が発生しているとは認められない。また、被告海翔らの行為と相当因果関係のある弁護士費用があるとも認められない。

【計算式】

$$5,044,000円 \times (1 - 0.5) = 2,871,269円 < 0円$$

7 以上の次第で、その余の争点につき判断するまでもなく、原告の、被告中村らに対する請求はいずれも理由があるからこれらを認容し、被告海翔らに対する請求はいずれも理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第39部

裁判長裁判官

澤野芳夫

裁判官

脇田奈央

裁判官

中村雅人

2014/06/03
1/1

委託者別勘定元帳

委託者別勘定元帳

預り保証金 500000
差引損益金合計 ￥0
電話番号:

取引保証金必要額 ￥0
差引損益額 ￥0

取引ID	取引所	商品名	區月	質			差益その他			
				成立日	成立直後	枚数	成立直後	枚数	先貢差益(外債)	先買差益(円債)
1	ECX	EUA	2013/12	2013/09/05	4.70	15	2013/06/20	4.45	3.300	¥432,861
2	ECX	EUA	2013/12	2013/08/30	4.60	5	2013/07/26	4.35	1,250	¥163,100
3	ECX	EUA	2013/12	2013/08/30	4.60	5	2013/07/01	4.07	2,150	¥280,532
4	ECX	EUA	2013/12	2013/08/30	4.60	3	2013/07/12	4.08	1,560	¥203,948
5	ECX	EUA	2013/12	2013/08/30	4.60	7	2013/07/15	4.05	1,750	¥228,340
5	ECX	EUA	2013/12	2013/09/05	4.70	3	2013/08/19	4.35	1,050	¥137,728
6	ECX	EUA	2013/12	2013/08/27	4.45	25	2013/10/30	5.13	25	-17,000
7	ECX	EUA	2013/12	2013/09/06	5.14	22	2013/09/02	4.53	13,420	¥1,766,206
8	ECX	EUA	2013/12	2013/09/04	4.50	10	2013/09/26	5.43	-9,300	¥-1,236,807
9	ECX	EUA	2013/12	2013/09/12	5.70	5	2013/09/06	5.14	2,800	¥372,708
9	ECX	EUA	2013/12	2013/09/13	5.46	7	2013/09/06	5.14	7	2,240
10	ECX	EUA	2013/12	2013/09/25	5.35	10	2013/09/05	5.46	-1,100	¥-146,996
10	ECX	EUA	2013/12	2013/10/23	4.65	45	2013/09/09	5.46	-36,450	¥-4,894,141
11	ECX	EUA	2013/12	2013/10/23	4.65	10	2013/09/23	5.35	-7,000	¥-939,890
12	ECX	EUA	2013/12	2013/10/24	3.94	10	2013/09/23	5.43	-8,000	¥-1,080
13	ECX	EUA	2013/12	2013/10/24	4.63	5	2013/10/01	5.09	-2,300	¥-310,753
14	ECX	EUA	2013/12	2013/10/41	4.63	45	2013/10/30	5.13	-22,500	¥-3,021,975
15	ECX	EUA	2013/12	2013/11/01	4.72	25	2013/10/30	5.03	-10,250	¥-1,386,517
16	ECX	EUA	2013/12	2013/11/01	4.72	20	2013/11/06	4.82	-2,000	¥-266,420
										¥20,000
										¥-58,420
										¥40,000
										¥10,000
										¥-356,696
										¥45,000
										¥-5,839,141
										¥10,000
										¥-1,149,890
										¥10,000
										¥-1,260,880
										¥5,000
										¥25,000
										¥-1,911,517
										¥-58,420
										¥20,000
										¥-1,683,409
										¥5,540,000
										¥277,000
										¥-17,500,469

別総1

コードNO. 10066

商品名 ICE ECX-EUA-EMISSIONS

委託者別委託保証金現在高帳

委託保証金(現金)						合計預り残高
年	月	日	預り額	返戻額		
25	9	11	6000000			6000000
25	9	12	1100000			7200000
25	9	13	1600000			3200000
25	9	20	1200000			2520000
25	9	22	2520000			5040000
25	10	2	2520000			2871269
25	11	10	2168731			2871269
25	11	20	2871269			0

委託保証金(現金)						合計預り残高
年	月	日	預り額	返戻額		
25	9	11	6000000			6000000
25	9	12	1100000			7200000
25	9	13	1600000			3200000
25	9	20	1200000			2520000
25	9	22	2520000			5040000
25	10	2	2520000			2871269
25	11	10	2168731			2871269
25	11	20	2871269			0

委託保証金(現金)						合計預り残高
年	月	日	預り額	返戻額		
25	9	11	6000000			6000000
25	9	12	1100000			7200000
25	9	13	1600000			3200000
25	9	20	1200000			2520000
25	9	22	2520000			5040000
25	10	2	2520000			2871269
25	11	10	2168731			2871269
25	11	20	2871269			0

No. 1

委託者別先物取引勘定元帳

No.	年	月	日	数量	約定値段	決算日	売買差金(円)	レート	手数料			差引損益(円)	差引益	差引損	差引残高	
									損	益	合計					
E.11	13	12	25	11	6	5	482259	50	13279	1246150	178750	204700	251030	4430	4430	
F.20	14	12	25	11	6	1	498259	12	1550	3271	69051	15750	8480	251031	4995	5438
E.11	13	12	25	11	6	5	482259	13	544	3271	416850	18750	490400	25116	204900	15519
E.20	14	12	25	11	6	10	498259	20	551	3271	703990	157500	8610	25116	84501	23820
G.07	13	12	25	10	6	10	498259	20	551	3271	703990	157500	8610	25116	84501	23820
H.01	13	12	25	10	10	10	506259	10	494	3271	161930	157500	49400	25116	49400	725920
I.08	14	12	25	10	11	31	521259	10	506	3527	23261	193256	23261	25116	23261	1587010
J.03	14	12	25	11	11	31	521259	11	506	3527	250931	330750	58721	25116	58721	168731
K.4	14	12	25	11	12	1	498259	11	621	3271	498259	330750	498259	25116	498259	0

これは正本である。

平成 27 年 9 月 18 日

東京地方裁判所民事第 39 部

裁判所書記官 藤岡勝徳